

習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例に基づく共同住宅、長屋又は寄宿舍の用に供する建築物に関する技術基準

第1条（趣旨）

この要領は、習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）第2条第2号キに定める共同住宅、長屋又は寄宿舍の用に供する建築物の建築及び管理について必要な基準を定め、もって良好な近隣関係と健全な生活環境の保持に資することを目的とする。

第2条（建築に関する基準）

事業者は、共同住宅、長屋又は寄宿舍の用に供する建築物の建築に関し、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- 1 共同住宅、長屋又は寄宿舍の用に供する建築物の住戸の床面積（ベランダ、バルコニー、パイプスペース等を除く。）は、16平方メートル以上とすること。
- 2 敷地内には、1住戸あたり1台以上の自転車、バイク等が駐車できるスペース及び荷さばき等のために自動車が増車することのできる駐車スペースを1台分以上確保すること。
- 3 駐車場については、極力設置に努めること。
- 4 ごみ集積場については、清掃担当課と協議し、その指導に従うこと。
- 5 敷地内空地は、植栽等により緑化に努めること。
- 6 近隣住民に対し、防音対策及びプライバシーの保護のため必要な措置を講ずること。

第3条（管理に関する基準）

事業者は、共同住宅、長屋又は寄宿舍の用に供する建築物の管理に関し、次の各号に掲げる事項について厳守するものとする。

- 1 管理に支障が生じないよう管理人の駐在又は巡回等、適切な措置を講ずること。
- 2 管理人の氏名及び連絡先を記入した表示板（別記第1号様式）を玄関、ホール等の入居者以外でも見やすい場所に設置すること。
- 3 入居希望者と入居の契約をしようとするときは、次に掲げる事項を明記した管理規約又は使用規則を定め、入居希望者に周知徹底を図ること。
 - ア 近隣住民への不快行為又は迷惑行為となる騒音をもたらさないこと。
 - イ ごみは、市の指定する日時及び場所に搬出することとし、当該場所を常に整理清潔にすること。
 - ウ 周辺道路等へ自動車及び自転車を駐車し、近隣住民に迷惑をかけること。
 - エ 自動車を保有している者に対しては、自動車保管場所を確認すること。
 - オ その他近隣住民の生活環境を乱し、迷惑を及ぼす恐れのある行為を禁止すること。
 - カ 管理規約又は使用規則に違反した入居者に対しては、必要な措置を講ずること。

第4条 適用除外

習志野市開発事業指導要綱が適用する場合は、第2条（第1項及び第6項を除く）については適用しない。

附 則

この協議基準は、平成25年5月1日から施行する。

第1号様式

<p>管 理 人</p> <p>この建物の管理は、下記管理人が行っています。</p> <p>管理人 住 所</p> <p style="padding-left: 40px;">氏 名</p> <p>連絡先電話番号</p>

注) 表示板の大きさは、縦30センチメートル以上、横40センチメートル以上とする。